

## 別紙 1

### 仕 様 書

環境部出入口海響館案内看板撤去業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。

なお、この仕様書は業務の仕様を定めるものであるが、業務の受託者は、下関市が必要と認めた軽微な作業については、委託料の範囲内において実施することとする。

#### 記

##### 1. 業 務 名

環境部出入口海響館案内看板撤去業務

##### 2. 委 託 期 間

契約締結日から令和7年3月31日まで

##### 3. 業 務 場 所

環境部出入口（下関市古屋町一丁目18番1号）

##### 4. 業 務 箇 所

環境部出入口に設置している海響館案内看板

##### 5. 業 務 内 容

環境部出入口に設置している海響館案内看板の撤去を行うもの。なお、基礎を含めた撤去とし、撤去後の埋め戻しを行うこと。

##### 6. 業 務 完 成 届

業務完了後には、成果のわかる写真を添付した報告書を提出すること。

##### 7. そ の 他

- (1) 業務実施の日時に当たっては、市と事前に協議及び調整を行い、業務に支障がないように留意すること。
- (2) 業務の実施については、駐車場利用者等の安全対策を行い、事故等ないように施工すること。
- (3) 駐車場や道路を占用して使用する場合は、事前に各管理者に確認すること。
- (4) 業務開始までに関係機関に占用申請等を行い、許可を受けること。
- (5) 必要となる設備、資材、人員に係る費用は、全て業務に含まれるものとする。

- (6) 業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙3特記仕様書（環境編簡易）のとおりとする。また、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙4下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項について、疑義が生じた場合は、下関市と協議の上決定する。

以上